

第22期第18回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和6年6月11日（火） 13：30～

II 場 所：福島県水産海洋研究センター 2階セミナー室
（いわき市小名浜下神白字松下13-2）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問・答申）

議案第2号 茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

議案第3号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）

議案第4号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まだら本州太平洋北部系群）（諮問・答申）

議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

（2）報告事項

ア 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について

イ 茨城・福島連合海区協議会の結果について

ウ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員（13名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理
今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員
平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員 森田 政利 委員
吉田 康男 委員 渡邊 登 委員
川邊 みどり 委員（WEB参加） 久保木 幸子 委員
渡邊 千夏子 委員（WEB参加） 宮下 朋子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主査	新関 晃司
水産課技師	安倍 裕喜
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	平田 豊彦
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第18回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、第22期第18回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は、議案7題、報告事項3題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。 よろしく申し上げます。
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員14名中、11名は会場に御出席をいただいております。川邊委員、渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席委員数は13名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。 また、知事部局、海区委員会事務局の職員の出席につきましては、資料の2ページに記載しておりますが、この中で、水産課主任主査の渡辺透と、水産課主任主査の石田敏則は、本日急な県議会対応のため欠席ですので、よろしくお願いいたします。
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事録署名人には、吉田委員、渡邊千夏子委員を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	（「はい」）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について

議長	<p>議案第1号、「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。水産課長。</p> <p>水産課の山廻邊でございます。議案第1号、「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」を御説明いたします。</p> <p>資料4ページをお開きください。</p> <p>令和6年5月31日付け6生流第932号で貴委員会へ諮問しております。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6管理年度における国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量に変更されたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
新関主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の新関です。議案第1号の内容について御説明します。</p> <p>資料5ページを御覧ください。1の「概要」を御覧ください。</p> <p>特定水産資源のうち、くろまぐろについて、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6管理年度における当初の知事管理漁獲可能量は、今年1月に貴委員会へ諮問の上決定し、令和6年3月26日に告示しております。</p> <p>今般、国において定める都道府県の漁獲可能量が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は、福島県資源管理方針第8による別紙1-1に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>4の「変更の内容」の表をご覧ください。表の中の太い枠で囲んだ部分が、今回の変更に関する部分です。</p> <p>まずは、都道府県別漁獲可能量についてです。</p> <p>農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量が、当初の11.7トンから19.9トンに変更され、8.2トンが追加で配分されました。</p> <p>次に、知事管理区分に配分する数量についてです。</p> <p>令和6年4月1日から9月30日までの福島県くろまぐろ（小</p>

型魚) 漁業 (上半期) においては、当初の5.8トンから7.2トンに変更し、1.4トンを追加で配分しています。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期) においては、当初の5.9トンから12.7トンに変更し、6.8トンを追加で配分しています。

この内容について、資料6ページをお開きください。

(1) の「都道府県別漁獲可能量について」を御覧ください。

まず、小型魚の追加配分8.2トンの内訳ですが、令和5管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰り越し0.1トン、令和5管理年度の当初配分量の比率によって算定された配分として1.0トン、消化率メリットとして、令和5管理年度分の消化率が8割以上の都道府県が対象となる配分が7.1トンとなっております。

なお、大型魚については、混獲があった場合の管理分として配分されている数量であるため、追加の配分はありません。

(2) の「知事管理漁獲可能量の配分について」を御覧ください。

現状として、小型魚について、上半期の漁獲実績は7.2トンで、当初配分していた5.8トンを1.4トン分上回っています。

なお、小型魚については、令和6年4月24日に採捕停止命令を発出し、4月25日から9月30日までを採捕停止期間としているところです。

今回、小型魚の都道府県別漁獲可能量の追加配分が8.2トンあったうち、上半期で当初の知事管理漁獲可能量を超過した分と同数の1.4トンを上半期に割り当て、残りの6.8トンを下半期に割り当てて配分することを案としています。

資料7ページを御覧ください。

県報に登載し、告示する案でございます。

「1、上半期 (令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)」については、「福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)」に配分する量を7.2トン、「2、下半期 (令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)」については、「福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)」に配分する量を12.7トンとしています。

なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

本県におけるくろまぐろの採捕は、主にひき釣りにより行われておりますが、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しましても、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任

	<p>いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
永瀬委員	はい。8.2トン今年だけなのか、毎年8.2トンが増えるのかどちらでしょうか？
新関主査	はい、議長。この8.2トンは令和6管理年度分です。来年度分はまた新たに国から枠が示されるようになります。
永瀬委員	<p>トン数は分からないけどもらえる確率はあるのでしょうか？</p> <p>8.2トンが毎年続くのか、減らされて国で少ない配分にするのかどのようになるのでしょうか？</p>
新関主査	そこにつきましては今年度の漁獲実績、先ほどの説明の中で消化率という言葉を使いましたが、今年度仮に福島県である程度くろまぐろの採捕があった場合には、それを踏まえた上で、国が各都道府県に配分する枠を定めますので、まだ確定的なことは言えないですが、増える可能性はあると思います。
永瀬委員	分かりました。
議長	そのほか御質疑等ありませんか。
川邊委員	<p>はい。川邊でございます。御説明ありがとうございました。お伺いしたいのですが、上半期にプラス1.4トン、下半期にプラス6.8トンということですが、くろまぐろ小型魚の来遊の見込みや水揚げしたときの利益を考えると、上半期が軽くて下半期に重きを置くという配分の仕方がよろしいという判断をされているのでしょうか？</p>
新関主査	<p>はい。まず令和6管理年度の当初の予定では、福島県資源管理方針に基づき、年間の枠を上半期と下半期にだいたい同率の割合で分けてそれで配分をし、管理をしていたところです。</p> <p>今般、国で各都道府県の枠を鑑みて、福島県に新たに追加する枠を定めたということになります。もともと福島県は上半期、下半期の比率をだいたい同率で考えていました。上半期は4月にほぼ消化してしまったので、今回の結果として、現在は採捕停止命令を発出しているのです、その追加の枠は下半期に配分するということになっております。</p>
川邊委員	来遊の見込みについては、年によって違うと思うので分かりにくいと思いますが、水揚げは年末の方が値が上がるからたくさん取りたいなど、そういったものはどうなんでしょうか？
議長	川邊委員、これは実際にやっている永瀬委員から聞いた方がいいと思います。
川邊委員	お願いします。
永瀬委員	本当は下半期を2つにしてほしかったです。例えば下半期に10トンの配分があったら、10月、11月を5トンにしてもらって、残り5トンを12月から3月までに割り当ててほしかったで

	<p>す。12月になると、値段がいいから脂が乗っている魚を釣りで取りたいのですが、枠が少ないと10月、11月で枠を消化してしまい、12月が取れなくなってしまう。12月にくろまぐろを漁獲したいから、みんな騒いでしまいます。</p> <p>枠を上半期と下半期で3対7や4対6のようにして、上半期で半分に分け、下半期は10月、11月の2か月と12月以降の4か月の4期に分けてもらえると漁業者が納得いくと思います。上半期は1か月で枠を消化してしまいました。</p> <p>最初、1キロ800円だったのが600円になり、2、3週間過ぎると300円台になりました。その後、カツオの水揚げがあり、1キロ1000円で、1匹が3000円でした。3000円で3キロのメジを3匹買って行く買受人は、後から売っている漁業者たちにそれ以上の札を入れません。</p> <p>解禁になってからの2週間ぐらいは値段が良いので、4期ごとの枠にすれば値段的にはバランスが取れると思います。4月から10月まではメジばかりでなく、他の魚も取れますからね。</p> <p>とりあえずの案ですが、私はそのように考えていました。</p>
議長	<p>今回は通年の数量を上半期、下半期に分けて試験的に行い、課題が出れば漁業者の声を聞いて変更していく形でしたよね。</p>
永瀬委員	<p>追加配分のあった上半期7.2トン、下半期12.7トンのように、上半期を少なくして、下半期に多くする配分がいいと思います。</p>
議長	<p>これ以上細かくすると、数量の把握の時間もかかりますよね。</p>
山廻邊課長	<p>はい。水産課の山廻邊です。</p> <p>前回、前々回この提案をさせていただいてから、海区委員会や漁業者説明会でも御意見いただきました。県が把握している水揚げ量や価格の動向などの様々な実態が得られているところです。</p> <p>福島県に配分されている漁獲枠は、現在11トンということでもかなり小さくなっております。これを細かくしていくことは、漁獲する側の競争、つまり1人あたりの1日の漁獲量がある程度ありますので、かえって細かくすることによって1人の漁業者の取り分が減り取れない方が出たり、管理が困難になったり、今回も9割の漁獲量が到達した時点で漁獲を止める手段に出ましたが、報告のずれもあり、振り分けた1.4トンが採捕停止命令後に報告されている実態があります。</p> <p>管理の方法も事例を含めて検証しながら進めていく必要があります。また、永瀬委員からの御指摘もあったとおり、配分量をこのままいくのか、国で議論されている漁獲枠自体を増枠するよう求めている動きもありますので、勘案しながら適正なやり方に近づけていくのがいいと思っています。</p>
川邊委員	<p>分かりました。今後IQも考えていくのでしょうか？</p>

山廻邊課長	はい、議長。冒頭でも述べましたが、IQ管理自体はまだ漁獲実態を十分に把握していないので、現時点で検討しているとは言えません。漁獲枠が他の県と明らかに異なっていて、今までも年ごとに漁獲の波があり、枠として小さく割り当てて漁業者が満足できる枠になるのかということは疑問が残りますので、これは課題にしていきたいと思います。
川邊委員	分かりました。ありがとうございました。
議長	そのほか御質疑等はありませんか？
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第2号 茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について	
議長	議案第2号、「茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。水産課長。 議案第2号、「茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を御説明いたします。 資料9ページをお開きください。 令和6年5月23日付け6生流第792号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。議案第2号の内容について御説明いたします。 資料10ページをお開きください。1の概要を御覧ください。 今回の諮問は、福島・茨城相互入会漁業の許可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。

なお、ここでいう入会漁業の許可は、茨城県漁船が福島県の海域で操業する際に、福島県知事が茨城県漁船に対して許可することを指します。

対象となる漁業種類は、資料の表の中に示してあります。

順に読み上げますと、小型機船底びき網漁業のうち、「板びき網漁業」、「自家用釣餌料板びき網漁業」、機船船びき網漁業のうち、「しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業」、「さよりひき網漁業」、「おきあみひき網漁業」、どう漁業、以上6つの漁業種類です。

資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。

現在の福島・茨城入会漁業の許可の有効期間は、令和6年8月31日で満了します。

有効期間満了後の同年9月1日から許可をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。

また、制限措置で公示した許可をすべき船舶の数を超える申請があった場合、許可をする者を定めるための基準を定める必要があります。

資料の4、制限措置等及び許可の基準の内容を御覧ください。

制限措置の内容は、先月の5月21日にいわき市で開催された茨城・福島連合海区協議会で合意された内容としております。

許可枠数については、現行の許可枠数と同一の隻数で合意されましたので、資源管理上支障ないものと判断し、合意内容どおりで設定することとします。

漁業を営む者の資格については、茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者とします。

「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可をする者を定めることとします。

これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料12ページから17ページにお示ししてあります。漁業種類ごとに記載しておりますので御確認ください。

なお、許可の申請期間は、1か月の申請期間を設け、令和6年6月25日から同年7月24日までとする予定です。

許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間となります。

また、「許可の基準」の案については、18ページにお示ししてあります。

資料が前後しますが、11ページをお開きください。

今後の予定について御説明します。

今回お示しした制限措置等については、本日、答申をいただい

	<p>た後、福島県報及び水産課ホームページで公表します。</p> <p>先ほど御説明した申請期間を経て、順次許可証を発給し、令和6年9月1日から許可となります。</p> <p>なお、公示が施行されるまでの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思ひますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、茨城県漁船の漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第3号 「福島県資源管理方針の変更について」	
議長	<p>議案第3号、「福島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。水産課長。</p> <p>議案第3号、「福島県資源管理方針の変更について」を御説明いたします。資料の19ページをご覧ください。</p> <p>令和6年5月10日付け6生流第609号で知事から貴委員会へ諮問しております。内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、御審議をよろしくお願ひします。</p>
安倍技師	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の安倍です。今回の変更案につきまして、御説明いたします。</p> <p>資料20ページ別紙をご覧ください。</p> <p>1、変更の概要ですが、今般、国から県へ「まだら本州太平洋北部系群」の漁獲可能量の配分が示される見込みとなったことから、資源管理方針に新たに追加するというものです。本資源の管理対象期間は、3、変更の必要性のとおりですが、令和6管理年度は令和6年7月1日から令和7年6月30日となっております。</p> <p>4、変更の内容については、資源管理方針に「まだら本州太平洋北部系群」を別紙1-7として新たに追加したいと考えております。</p>

	<p>ここで、水産庁が進める漁獲可能量＝TACの報告について、補足いたします。資料36ページ、水産庁が公表している「TAC管理のステップアップの考え方について」を御覧ください。</p> <p>TAC管理について、新たに管理を開始する魚種については、管理の段階を3段階に分けて進めるという方針が示されております。水産庁はこの管理方法を「ステップアップ管理」と呼んでおり、ステップ1は、TAC報告が義務化されるというものです。</p> <p>ステップ2では、ステップ1で行うTAC報告を継続するほか、本格的な管理開始に向けた管理の運用の検討や試行を行うこととしております。なお、ステップ2までは、採捕停止命令等の実効的的管理は行わない予定としており、採捕停止命令等、実効的な管理が開始されるのは、ステップ3からとなります。</p> <p>水産庁としては、ステップ1からステップ3までの移行期間は、3年程度を目安に進めるとしております。</p> <p>資料が前後しますが、22ページを御覧ください。追加する別紙の内容について、御説明申し上げます。</p> <p>福島県資源管理方針の新旧対照表でございます。別紙1-7として、まだら本州太平洋北部系群を追加します。記載の内容については、すでに策定済みの魚種に準じた記載となっております。</p> <p>「(1)②対象とする漁業」は、まだら本州太平洋北部系群を採捕するすべての漁業としております。「第5、その他資源管理に関する重要事項」へは、先に御説明しましたステップアップ管理を行う旨、国の雛形に準じた記載としております。</p> <p>資料の24ページから35ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございます。</p> <p>なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>今後の予定としましては、本日の諮問の後に、6月中旬に農林水産大臣へ資源管理方針の変更の申請を行います。そして、農林水産大臣から承認の通知を受けた後、管理期間開始前の6月末に公表する予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	すみません。異議があるわけではなく、状況を教えていただければと思います。この件は底びきの方々が一番関わられると思いますが、漁業者たちからはどのような意見があったか教えていただけると幸いです。
安倍技師	はい、議長。 今回のTACの設定に関して、漁協にTAC数量を設定する会議の情報を伝えていましたが、漁協から参加がなかったため、直接御意見等は伺っていません。他のTAC関係に関する会議にお

	いて、操業の拡大について支障があるような資源管理ではなく、福島県の復興に配慮していただけるようなTAC設定にしていたきたいと国へ要望しているところです。
川邊委員	分かりました。ありがとうございました。
議長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第3号、福島県資源管理方針の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。

議案第4号 「特定水産資源の漁獲可能量の配分について」(まだら本州太平洋北部系群)

議長	議案第4号、「特定水産資源の漁獲可能量の配分について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。水産課長。 議案第4号、「特定水産資源の漁獲可能量について」を説明いたします。 資料38ページをお開きください。 令和6年5月31日付け6生流第934号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
新関主査	はい、議長。 水産課の新関です。議案第4号の内容について説明いたします。 資料39ページを御覧ください。 1の「概要」ですが、特定水産資源のうちまだら本州太平洋北部系群について、先ほど議案第3号で御審議いただいた、福島県資源管理方針第8により追加される別紙1-7に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。 3の「策定の必要性」ですが、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。 これを受け、知事は、知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。

	<p>資料42ページをお開きください。</p> <p>令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年5月13日付け6水管第524号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>資料中程の「記」以下の表に、農林水産大臣が定めた本県の令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。</p> <p>資料43ページを御覧ください。</p> <p>まだら本州太平洋北部系群の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「6,060トンの内数」と定められました。</p> <p>資料39ページにお戻りください。</p> <p>4の「策定の内容」を御覧ください。</p> <p>農林水産大臣から配分された数量について、議案第3号で審議いただいた福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。</p> <p>まだら本州太平洋北部系群につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「6,060トンの内数」の全量を、福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分いたします。</p> <p>ここで、「6,060トンの内数」について改めて御説明します。</p> <p>6,060トンという数量は、国としての「まだら本州太平洋北部系群」の漁獲可能量です。この数量を、農林水産大臣が、大臣管理区分と、知事管理区分の対象となる複数県に、数量の区別なく配分していることから、「6,060トンの内数」との表現になっています。</p> <p>令和6管理年度においては、県に示されたのは参考数量であり、漁獲が積み上がった場合でも、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行いません。</p> <p>なお、福島県まだら本州太平洋北部系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事がまだら本州太平洋北部系群について漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>以上を踏まえ、県報において告示する案を資料41ページにお示ししております。なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
川邊委員	はい。教えていただきたいのですが、39ページの最後に都道府県に示されたのは参考数量であり、漁獲が積み上がった場合でも、「採捕停止命令」は行わないということですが、これはステップアップの期間だけなのか、TAC管理をこれからずっと続けていくと思いますが、どういう方針なのでしょう。
新関主査	はい、議長。

	<p>先ほどの議案第3号のTAC管理の表で説明しましたが、今回のまだらに関してはステップ1の管理になりまして、あくまでも初期の段階の管理ということになります。</p> <p>漁獲枠を超えた場合にも採捕停止命令を行わないということにしていますが、順次ステップ2、ステップ3に上がってきた場合は、現在くろまぐろ等で行っているように枠の管理を厳密に行っていくことになるため採捕停止命令をかけていくと思います。それについては、国と協議を続けながら決定していくことになるかと考えています。</p>
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号、特定水産資源の漁獲可能量の配分について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第5号 「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」	
議長	<p>議案第5号、「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局次長の佐藤です。議案第5号、「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は44ページからになります。</p> <p>はじめに45ページの操業禁止区域の図を御覧ください。</p> <p>この指示は、富岡川河口中央西東線以南の水深100m以深でのはえなわ漁業を承認制とし、図の斜線部分を操業禁止区域とするものです。</p> <p>資料46ページを御覧ください。指示発動までの経緯等について、御説明いたします。</p> <p>昭和57年から59年にかけて、沖合の天然礁で、県外はえな</p>

	<p>わ船の操業が目立つようになり、漁場を独占している状況になりました。</p> <p>指示発動の理由は、本県では自由漁業であり、他県と不平等であることから、委員会指示で対応することとし、昭和60年に指示の発動が決定されました。</p> <p>指示内容等の推移については、表に示したとおりで、平成2年6月に県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、最終的には、平成20年2月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。</p> <p>資料47ページを御覧ください。表1は承認及び操業実績を示しております。近年は、勿来支所所属船3隻、江名町1隻の合計4隻を承認していましたが、令和4年は承認実績がゼロとなっております。</p> <p>表2及び図1に、いわき地区におけるマダラの漁獲実績を示しております。はえなわ漁業では、平成27年に747kgの実績がありましたが、以降はございません。</p> <p>現在、本県の沿岸漁業は、本格操業に向けた拡大操業が行われており、今後、操業が更に拡大していけば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。</p> <p>資料44ページにお戻り下さい。委員会指示の案について示しております。これまでと同じ内容となっており、指示の概要について御説明いたします。</p> <p>一、操業の承認、富岡川河口中央から正東の線以南の水深100m以深の福島県海域においてははえなわ漁業を営む者は、使用する船舶毎に委員会の承認を受けなければなりません。</p> <p>二、承認の対象船舶は総トン数7トン未満です。</p> <p>三、操業期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までです。</p> <p>四、制限又は条件として、1操業の禁止区域、2承認証の備え付け及び標識の表示、3操業の協定を規定しています。</p> <p>この指示に違反したときは、承認を取り消すことがあります。</p> <p>指示の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までです。</p> <p>議案第5号、「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	〔はい〕との声あり

議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第5号、沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について、「異議なし」として承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」として承認することに決定いたします。</p>
議案第6号 「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」	
議 長	<p>議案第6号、「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。議案第6号、「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は48ページからになります。</p> <p>はじめに、49ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。</p> <p>この指示は昭和56年から発動されております。対象魚種はサケで、河川の河口付近に集まるサケを保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。</p> <p>指示発動までの背景ですが、サケ資源増大を目指していた増殖団体からの要望で、刺し網漁業を期間限定で禁止する県漁業調整規則が昭和49年に制定されました。</p> <p>その後、海面漁獲の更なる制限が必要とされたことから、刺し網漁業に加え、自由漁業であった「はえなわ漁業」についても、委員会指示により昭和56年から禁止してきております。</p> <p>指示内容等の推移については、下段の枠のとおりとなっております。</p> <p>資料50ページを御覧ください。表1及び図1に、本県のサケ親魚回帰状況を示しています。東日本大震災の影響を受けた後、回復に向かうかと期待されましたが、令和元年以降、極めて少ない採捕尾数となっております。</p> <p>資料51ページを御覧ください。福島県漁業調整規則第41条の2で示される区域の概念図を示しています。河口付近の半円を除く②の海域が、はえなわ漁業禁止区域となります。</p> <p>資料48ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。</p>

	<p>内容は、福島県漁業調整規則第41条の2第1号から第5号に規定する区域においては、令和6年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならないとするものでございます。</p> <p>議案第6号、「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第6号、河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について、「異議なし」として承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」として承認することに決定いたします。

議案第7号 「小型定置網漁業の保護区域に関する委員会指示について」

議長	<p>議案第7号、「小型定置網漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。議案第7号、「小型定置網漁業の保護区域に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は52ページからになります。</p> <p>はじめに、53ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。</p> <p>この指示は、昭和27年に定置網保護のために発動され、現在は、サケなどの小型定置網の周囲を保護し、他の漁業の操業を制限する内容となっています。指示発動の経過等については、資料に記載のとおりとなっています。</p> <p>東日本大震災前の小型定置網操業実績は、共同漁業権漁業で3ヶ統、知事許可漁業の小型定置網が4ヶ統の合計7ヶ統ありました。</p> <p>東日本大震災の津波により漁具が被害を受け、すぐに操業を再開できませんでしたが、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島で2件の許可を受けています。今後は、操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従</p>

	<p>来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。</p> <p>資料52ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。</p> <p>保護区域は、網漁具張り立ての位置から、前面500m、後面500m及び沖面500mの連絡線によって囲まれた区域です。</p> <p>禁止する漁業種類は、まき網、固定式刺し網、流し網、機船船びき網、かご、どう及びつぼの各漁業でございます。</p> <p>指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間です。</p> <p>議案第7号、「小型定置網漁業の保護区域に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第7号、小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について、「異議なし」として承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」として承認することに決定いたします。

(2) 報告

報告事項ア「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について」

議長	<p>続きまして、議題(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア、「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について」を知事部局から報告願います。</p>
新関主査	<p>はい、議長。水産課の新関です。</p> <p>報告事項ア、「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の字句修正について」を御説明いたします。</p> <p>資料54ページをお開きください。</p> <p>1、修正の概要を御覧ください。</p> <p>現行の知事許可漁業の許可等に関する取扱方針において、他県からの入会の項目における操業区域で規定されている番所灯台所在地の地番について、誤りがあったことから修正するものです。</p> <p>現行の地番の表記は25-10となっておりますが、正しくは25-14ですので、そのように修正することとします。</p> <p>番所灯台所在地の記載がある取扱方針は、資料の2「該当する</p>

	<p>取扱方針」の表にお示ししたとおりです。</p> <p>なお、本案件に関しては、取扱方針の表記の誤りを修正するだけの内容であり、令和3年度に、前回の福島・茨城入会漁業の許可を行った時点で、すでに県の告示文において地番を修正しているため、今回は報告という形で処理することとします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
平委員	はい。この番所灯台はどの辺を指しているのでしょうか。
新関主査	はい。今いらっしゃる海洋研のすぐ東手である三崎公園の中にあります。
平委員	ここから東なんですね。
新関主査	はい。番所灯台は東手にあつて、取扱方針で規定されている区域は、そこから真方位90度に延ばした線が区域を区切っている目印になっています。
平委員	わかりました。
議長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項イ「茨城・福島連合海区協議会の結果について」

議長	次に、報告事項イ、「茨城・福島連合海区協議会の結果について」を事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。報告事項イ、「茨城・福島連合海区協議会の結果について」を御報告いたします。</p> <p>資料の55ページをお開きください。</p> <p>55ページは概要を1枚でまとめたものになります。また、56ページから60ページが当日の資料でございます。55ページにお戻りいただいて、まず連合海区に先立ち、茨城入会漁業調整小委員会が開催されました。</p> <p>小委員会では今泉委員長が議長を務め、まず海区事務局から、茨城・福島相互入会漁業の現状の内容について説明した後、知事部局から3月1日に実施した茨城・福島両県の漁業調整事務担当者会議での調整結果について説明を行いました。両県持ち帰り調整の結果、「現状維持」とする案でまとまったことが説明され、この現状維持とした案について審議が行われました。</p> <p>審議の結果、異議なく承認されました。</p> <p>次に茨城・福島連合海区協議会が開催されました。両海区及び両県事務局の代表より挨拶の後、開催海区である本県海区の今野会長が議長を務め、議事に入りました。</p>

	<p>まず本県事務局から、両県漁業調整事務担当者会議の調整結果について説明を行い、現状維持とする案でまとまったことを説明しました。これに関して、茨城の事務局から補足説明等はありませんでした。</p> <p>次に、本県事務局から「現状維持」とした令和6年9月1日から令和9年8月31日までの相互入会漁業の（案）について説明しました。これに関し、茨城の事務局から補足説明等はありませんでした。</p> <p>説明の後、この「現状維持」とする案について審議が行われました。審議の結果、異議なく承認されました。</p> <p>審議は以上で終了し、引き続き現状どおりの内容で入会漁業が継続されることとなりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
<p>報告事項ウ 「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の結果について」</p>	
議 長	次に、報告事項ウ、「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の結果について」を事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>報告事項ウ、「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の結果について」を御報告いたします。</p> <p>資料の61ページを御覧ください。本県は全漁調連の会長県となっておりますので、本通常総会を5月17日に東京都で開催してまいりました。本県からは今野会長以下、事務局職員6名が出席し対応いたしました。</p> <p>資料の62ページを御覧ください。議事は第1号から4号議案のとおりで、第1号議案は令和5年度の事業報告及び収支決算、第2号議案は令和6年度の事業計画及び収支予算案、第3号議案は令和6年度中央要望活動の要望書について、第4号議案は次期総会の開催地について、それぞれ慎重な審議が行われ、いずれの議案も異議なく可決されました。</p> <p>第3号議案の要望内容では、これまでどおりの7項目の要望事項を柱に、各地域が抱える新たな課題として、密漁パトロールや看板設置の国による支援、明らかに他県の管轄海域で操業する沿岸マグロはえ縄漁業の国による管理化、イカ釣り漁具被害への対策支援、海難事故等が頻発している水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化などの新規項目が盛り込まれました。</p>

	第3号議案で議決した要望書に基づき、会長以下役員が7月10日に水産庁はじめ中央省庁への要望活動を行う予定としております。また、第4号議案の時期総会開催地は山口県となります。報告は以上です。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会

議長	これで予定された議題について、すべて終了しました。これをもちまして、第22期第18回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。
----	--

令和6年6月11日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 吉田 康男



議事録署名人 : 渡邊 千夏子

